

施策の柱5 認知症施策の推進

我が国における認知症の人の数は、高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、推計では2025年には700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みとなっています。市では、今後急速に増加する認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症施策を着実に推進していく必要があります。

第7期計画では、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、第6期計画の取り組みを更に進め、実効性のある認知症施策を推進します。また、今後の認知症高齢者数の動態及び国の施策展開を注視しながら、体制の整備に努めていきます。

1 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

(1) 認知症地域支援推進員

【現状】

平成27年度より認知症に関する相談窓口である各地域包括支援センターに1名ずつ認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談や支援などに取り組んでいます。主な業務として、認知症の人とその家族の相談、支援、地域で支える仕組みづくり、病院や介護施設、地域にある様々な支援団体との連携の推進や、認知症の知識の理解、普及啓発を目的とした認知症サポーター養成講座の開催などを行っています。

また、認知症の発症予防についても、運動や口腔に係る機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取組が、認知機能低下の予防につながる可能性が高いことをふまえ、平成29年度より、サロンや高齢者クラブでの健康教育や、認知症予防の体操などを実施しています。

(表 4-147) 実施状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支援件数(件)	601	731	531

※ 平成29年度は9月末現在。

【今後の取り組み】

引き続き、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、取り組みを推進します。

(2) 認知症初期集中支援チーム

【現状】

平成 28 年度より市の保健師と認知症地域支援推進員で構成する認知症初期集中支援チームを作り，早期に認知症の鑑別診断が行われ，速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう，認知症またはその疑いのある方の自宅を訪問し，初期の支援を包括的・集中的に行い，自立生活のサポートを行っています。具体的には，認知症に関する情報の提供や，医療機関の受診方法・かかりつけ医との連絡調整，介護保険サービスの利用の仕方やサービス利用による効果に関する説明等を行っています。

また，月に一度，初期集中支援チーム員会議を実施し，認知症専門医の指導の下，個別ケースの対応策等について検討をしています。

(表 4-148) 実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
支援件数 (件)	209	248

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

引き続き地域や関係機関との連携を図りつつ，認知症の人やその家族への早期からの適切な支援につなげます。

(3) 認知症ケアパスの活用

【現状】

認知症ケアパスとは，認知症の方が出来る限りその地域で生活をする事ができるよう，症状の進行に合わせて，その地域でいつ，どのような医療・介護などのサービスを受けることができるのか，サービスや支援の内容等をまとめたものです。本市では，平成 26 年度に作成し，ホームページなどで周知をしています。

【今後の方針】

地域の社会資源を見直しつつ，認知症の方の相談窓口である地域包括支援センターやケアマネジャーにも配布し，今後もケアパスが認知症の方やその家族に十分活用していただけるよう，普及・啓発に努めます。

2 認知症への理解を深めるための普及・啓発

(1) 認知症サポーター養成講座

【現状】

認知症への正しい理解の普及・啓発の取組として、認知症を正しく理解し、認知症高齢者等の在宅生活を温かく見守ることができる地域づくりを目的に、「認知症サポーター養成講座」の開催を支援しています。

平成 28 年度からは、養成された認知症サポーターがさらに高度な認知症についての知識を習得し、各地域において認知症の人やその家族を支援する活動に役立てられるよう、認知症サポーターステップアップ講座（認知症サポーター上級者養成講座）を開催しています。

(表 4-149) 認知症サポーター養成講座実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数 (回)	16	23	24	7
認知症サポーター養成数 (人)	460	789	1,004	540
認知症サポーター累計数 (人)	1,839	2,628	3,632	4,172

※ サポーター養成数及びサポーター累計数には、認知症キッズサポーター養成数及び認知症キッズサポーター累計数を含む。

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

(表 4-150) 認知症サポーターステップアップ講座実施状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
ステップアップ講座受講者数 (人)	27	23

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

引き続き、認知症サポーターの養成を進めるとともに、養成された認知症サポーターが、地域や職域など様々な場面で活躍できるような取り組みを推進していきます。認知症の人と地域で関わることが多いと想定される、小売業・金融機関・公共交通機関の職員に認知症サポーターについて周知し、受講していただくことで、認知症に気付き、関係機関への速やかな連絡等、連携できる体制を整備します。

また、認知症サポーターステップアップ講座を受講した方の地域の活躍の場として、施設内での傾聴ボランティア活動などを計画します。

【目標値】

(表 4-151)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
認知症サポーター養成数 (人)	1,300	1,600	1,900
ステップアップ講座受講者数 (人)	70	90	110

※ サポーター養成数には、認知症キッズサポーター養成数を含む。

(2) 認知症キッズサポーター養成講座 (★)

【現状】

学校等の教育の場においても、認知症の人を含む高齢者への理解を推進していく必要があることから、平成 25 年度からは小学生を対象とした「認知症キッズサポーター養成講座」を市主催で開催するとともに、中・高等学校等に出向いての講座も実施しております。

子どもから大人まで認知症サポーターの輪を広げることで、高齢者福祉の向上を図っています。

(表 4-152)

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数 (回)	1	1	1	1
キッズサポーター養成数 (人)	16	21	33	32

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

今後も小・中学校での認知症サポーター養成講座を利用し、認知症に関する正しい理解の普及を進めます。

3 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) ひたちなか安全・安心メール

【現状】

市では、「行方不明高齢者情報」を、防災行政無線にて発信すると同時に、登録されている方のパソコンや携帯電話に、メールで配信しており、行方不明高齢者の早期発見を図っています。また、隔月に一度、「どうする？認知症」と題して、認知症に関する情報も配信しています。

なお、11月末の登録者数は341名となっております。

【今後の方針】

引き続き、市民や関係団体への周知を図り、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座受講の機会を利用してメールの登録者を増やし、行方不明高齢者に対する地域での見守りを強化するとともに、認知症の理解の推進に努めます。

(2) 日常生活自立支援事業

【現状】

認知症や知的障がいなどにより、自己の判断で福祉サービス等を適切に利用することが困難な方が対象の事業です。自立し安心した地域生活や施設生活が送れるように、福祉サービス等の利用援助を生活や日常的な金銭管理をすることで生活の支援をします。実施主体は、市社会福祉協議会です。

(表 4-153)

実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	30	35	35	31

※ 平成 29 年 9 月末現在。

【今後の方針】

市社会福祉協議会との連携を図りながら、継続して事業の周知及び利用促進に努めます。

(3) 成年後見制度利用支援事業

【現状】

成年後見制度は認知症高齢者本人やその配偶者等が家庭裁判所に申し立てることにより、後見人・保佐人・補助人が選任され、財産管理や介護サービス契約等の法律行為の代理、日常生活における身上保護等を行います。

市では、申立てを行う親族がない場合、市長による申立てを行うとともに、平成 22 年度からは、被後見人等が低所得である場合、本人が支払う後見人等への報酬の一部を助成し、制度の利用支援、促進を図っています。

(表 4-154) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
市長申立て件数 (件)	0	4	1	0
後見人等報酬助成件数 (件)	0	0	1	1

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

認知症高齢者等の権利擁護のため、継続して、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援、促進に努めます。

【見込量】

(表 4-155) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
市長申立て件数 (件)	2	2	2
後見人等報酬助成件数 (件)	2	2	2

(4) 法人後見サポート事業 (☆)

【現状】

高齢化の進展と比例して認知症高齢者の増加が予想されています。成年後見制度は、認知症高齢者等の判断能力が低下した方々に対し、後見人等が介護サービス契約などの法律行為や財産管理などを行うことで権利を護り、日常生活における身上保護などを行うことで安心して生活が送れるようにするものです。

本市においては、市社会福祉協議会が平成 27 年度より法人後見サポート事業を実施し、成年後見人等の受任や制度の普及、啓発、相談や家庭裁判所への簡易的な申立て支援などを行っています。

(表 4-156) 実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受任人数 (人) [類型]	0	1 [後見]	1 [後見]

※ 成年後見制度では被後見人等が本人の判断能力状態により [後見] [保佐] [補助] に分類されます。

【今後の方針】

円滑な事業運営が図られるよう社会福祉協議会と連携しながら、事業の拡充に努めます。

(5) 成年後見制度利用促進に関する基本計画（☆）

国において、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、それに基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。この計画の中で、今後の認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の運用について、後見人による財産管理のみを重視するのではなく、本人の意思に寄り添った身上保護を重視するなど、利用者がメリットを実感できるような取組を進めることとされました。また、市町村においては、この国の基本計画を勘案して、成年後見制度利用促進に関する基本計画を定めることとされました。

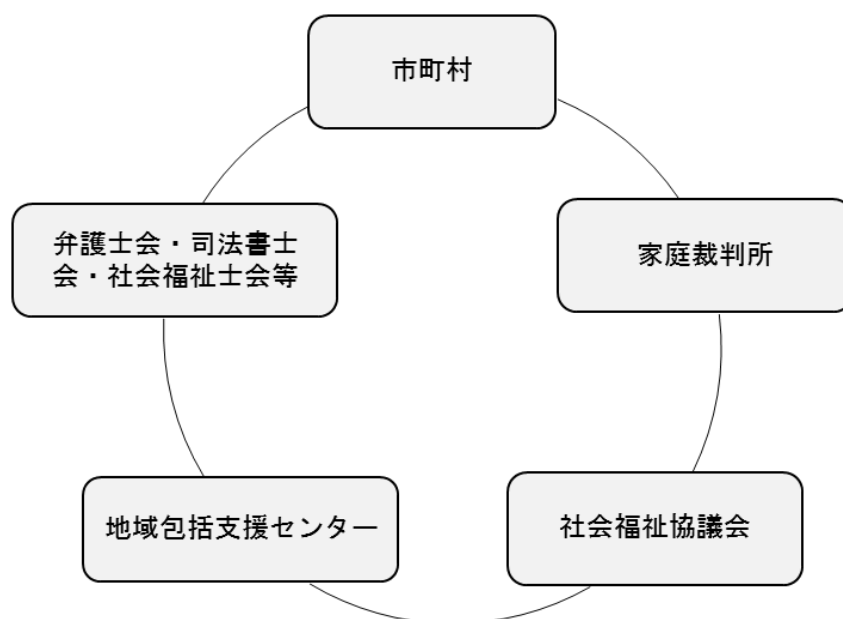
本市の成年後見制度利用促進に関する基本計画として、地域包括支援センターによる権利擁護業務や成年後見制度利用支援事業等の継続に加え、以下のことに取り組みます。

①成年後見制度の普及啓発活動

地域包括支援センターの職員や認知症地域支援推進員を中心に、高齢者クラブや高齢者サロン等に出向き、成年後見制度の内容や利用方法についての周知活動を行うとともに、社会福祉協議会の法人後見サポート事業と連携して、後見制度の普及啓発のための取組を実施します。

②地域連携ネットワークの構築

茨城県と協力して、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会等との市域を超えた広域的なネットワークを構築し、権利擁護に関する支援を必要とする高齢者の発見、早期の段階からの相談・対応体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の整備を図ります。



(図4-6) 地域連携ネットワークのイメージ

③市民後見人の養成及び法人後見の支援

5市3町1村からなる茨城県中央地域定住自立圏における中央地域成年後見支援事業の取組を通じて、市民後見人の養成及び社会福祉協議会の法人後見支援を実施します。

4 認知症の人の介護者への支援

(1) 認知症カフェ等の設置 (☆)

【現状】

認知症カフェは、認知症の人やその家族が地域の人、医療職や介護職等の専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症地域支援推進員が中心となり、地域の会場で開催しています。当市では、現在7カ所でカフェを行っています。

(表 4-157) 平成 29 年度 (4 月から 9 月まで) の開催状況

区 分	勝田第一中学校区域	勝田第二中学校区域	勝田第三中学校区域	佐野中学校区域
開催箇所数	0	2	2	0
開催回数	0	11	6	0
区 分	大島中学校区域	田彦中学区域	那珂湊中学校区域	平磯・阿字ヶ浦中学校区域
開催箇所数	1	1	1	0
開催回数	6	6	6	0

【今後の方針】

引き続き認知症地域支援推進員を中心とし、カフェの実施場所や内容を検討しつつ、カフェへの認知症の人や家族の参加を促していきます。

(2) 位置探索機器貸出

【現状】

徘徊行動のあるおおむね 65 歳以上の高齢者を在宅で介護している方を対象に、高齢者の行方が判らなくなったとき、所在位置が探索できる機器を貸与する事業です。

(表 4-158) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数 (人)	16	17	16	9

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

徘徊行動のある高齢者の安全確保と家族の介護負担の軽減を図るため、事業の周知及び関係機関との連携に努め、利用の促進を図ります。

【見込量】

(表 4-159)

見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
利用人数 (人)	20	25	30

(3) 茨城県徘徊高齢者等 SOS ネットワークとの連携

【現状】

茨城県徘徊高齢者等 SOS ネットワークは、認知症高齢者等（若年性認知症の方を含む。）が、徘徊により行方不明となった際の早期発見及び身元不明の高齢者等の早期身元判明を目的として、茨城県が平成 26 年 7 月より、県内市町村及び近隣都県（福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）へ捜査協力及び身元照会等の連絡調整事務が円滑に行えるように構築したものです。

【今後の方針】

家族等から行方不明の高齢者等の捜索依頼を受けた場合や身元不明高齢者等を保護した場合、早期発見、早期身元判明を図れるよう、所管の警察署等関係機関や茨城県徘徊高齢者等 SOS ネットワークとの連携に努めます。